111	334,600	370,100	402,400				
112	335,800	370,600	402,900				
113	336,900	371,100	403,100				
114	338,000	371,500	403,600				
115	339,000	372,100	404,100				
116	340,100	372,600	404,600				
117	341,300	373,000	404,800				
118	342,300	373,500	405,300				
119	343,300	374,100	405,800				
120	344,200	374,500	406,300				
121	345,100	374,700	406,600				
122	346,000	375,200	407,100				
123	347,000	375,600	407,500				
124	348,000	375,900	408,000				
125	349,000	376,500	408,300				
126	349,500	377,000					
127	350,100	377,500					
128	350,700	378,000					
129	351,000	378,300					
130	351,400	378,800					
131	351,900	379,300					
132	352,300	379,800					
133	352,700	380,100					
134	353,100	380,600					
135	353,600	381,000					
136	354,000	381,400					
137	354,400	381,700					
138	354,800	382,200					
139	355,200	382,700					
140	355,600	383,200					
141	355,800	383,500					
142	356,300						
143	356,700						
144	357,000						
145	357,300						
146	357,700						
147	358,200						
148	358,700						
149	359,000						
150	359,500						
151	360,000						
152	360,500						
153	360,800						
再任用職員							

備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条　国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百五十」を「百分の百七十五」に、「百分の百七十」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同号ロ中「百分の九十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改め、同号ロ中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

附則第七項中「百分の一・三五」を「百分の一・二七五」に、「百分の一・六五」を「百分の一・五七五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第三条　国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第一号中「子の」を「子（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項に規定する子をいう。）の」に改める。

第九条の二第一項中「。第十六条第三項」の下に「及び第十六条の二第三項」を加える。

第十二条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第十六条第一項中「国会職員が」の下に「要介護者（」を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の下に「本属長が、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。